

第1回 厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書 特定委員会 会議次第

日時：令和8年5月25日（月）

午後3時から

場所：本庁舎3階第5会議室

委嘱状の公布について

<第1回特定委員会>

1 開 会

2 案 件

- (1) 正副委員長の選出について 【資料1】
- (2) 会議の公開方法について 【資料2】
- (3) 書面会議の開催方法について 【資料3】
- (4) 特定委員会における審議事項について 【資料4】

3 その他

4 閉 会

正副委員長の選出について

1 特定委員会について

総合管理業務委託を発注するに当たり、プロポーザル方式の審査で受注候補者を特定するため、厚木市プロポーザル方式実施要綱に基づき、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会を設置します。また、本特定委員会は、厚木市附属機関の設置に関する条例に基づく本市の附属機関として設置します。

厚木市プロポーザル方式等実施要綱 抜粋

(特定委員会の設置)

第6条 市長は、プロポーザル方式等により受注候補者を特定する場合は、技術提案書等特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置するものとする。

2 特定委員会は、委員5人以上をもって組織する。

3 委員は、業務の内容、重要度及び規模に応じて、次の各号に掲げる者のいずれか一方又は双方をもって充てる。この場合において、第2号に該当する者が委員として含まれるときにおける特定委員会は、附属機関として設置が必要となることに留意するものとする。

(1) 市職員

(2) 学識経験者等

4 特定委員会は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 特定委員会の庶務は、業務所管課が担当する。

6 その他特定委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

厚木市附属機関の設置に関する条例 抜粋

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

2 前項に規定するもののほか、執行機関の規則で定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

2 正副委員長の選出方法

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会規則 抜粋	
(委員長等)	
第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。	
2	委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3	副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員名簿

No.	所 属 等	担 当
1	神奈川県 県央地域県政総合センター 総務部 総務課長	厚木合同庁舎 複合施設の県フロア
2	厚木市 財務部 新庁舎整備担当部長	複合施設整備事業
3	厚木市 財務部 庁舎管理課長（新庁舎移転担当）	市庁舎
4	厚木市 健康こどもみらい部 健康医療課長	保健福祉センター
5	厚木市 市民交流部 中央図書館長	未来・図書館
6	厚木市 消防本部 消防総務課長	消防本部

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会規則

(設置)

第1条 厚木市複合施設等総合管理業務を委託するに当たり、プロポーザル方式の審査等により当該業務を受託する候補者を特定するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）第2条第2項の規定に基づき、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) プロポーザル方式の種別に関する事項
- (2) 公募型プロポーザル方式にあつては、提案資格に関する事項
- (3) 指名型プロポーザル方式にあつては、技術提案書の提出を要請するものの選定に関する事項
- (4) 提出を要請した書類等の審査に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、6人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、庁舎管理課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(参考) 厚木市プロポーザル方式実施要綱

1 第7条

(特定委員会の審議)

第7条 特定委員会は次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) プロポーザル方式等の型
- (2) 公募型プロポーザル方式等における参加資格
- (3) 指名型プロポーザル方式等における技術提案書等の提出を要請する者
- (4) 評価項目及び配点、評価基準、ヒアリングの有無その他評価結果が同点の場合の取扱い等受注候補者の特定に必要な事項
- (5) 次点者を特定する基準

2 第8条

(参加資格)

第8条 特定委員会は、次に掲げる事項を参加資格として定めるものとする。

- (1) 厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 次の期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - ア 公募型プロポーザル方式等にあつては、プロポーザル等参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限から契約締結日までの期間
 - イ 指名型プロポーザル方式等にあつては、プロポーザル等参加指名通知書の送付の日から契約締結日までの期間
- (3) その他特定委員会が必要と認める事項

3 第17条第1項

(技術提案書等の特定)

第17条 特定委員会は、提出された技術提案書等及びヒアリングを実施した場合における提案について評価基準に基づく評価を行うものとする。

会議の公開方法について

1 会議等の公開に対する本市の考え方

厚木市自治基本条例 抜粋
<p>(審議会等の運営)</p> <p>第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関(以下「審議会等」という。)を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。</p> <p>3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。</p>
厚木市情報公開条例 抜粋
<p>(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(3) 実施機関内部(略)における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、<u>率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p>第23条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 非公開情報に該当する事項を審議する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合</p>
厚木市会議等の公開に関する指針 抜粋
<p>3 会議の公開の基準</p> <p>審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。</p> <p>(1) 会議において、条例(厚木市情報公開条例を指す。)第7条の規定に該当する情報に関し審議する場合</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合</p> <p>4 公開・非公開の決定</p> <p>審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。</p>

2 特定委員会の公開方法

事務局（案）	
<p>特定委員会の会議の公開に関する規定として、「厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱」を別紙のとおり定めます。</p> <p><u>第1回特定委員会の案件(4)以降について、受注候補者が公表されるまでは、原則、非公開とします。</u></p> <p>特定委員会における審議が終了し、受注候補者が公表された後、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開します。</p> <p>なお、受注候補者が公表されるまでは、第1回特定委員会の案件(1)～(3)までの会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開することとします。</p>	
非公開理由	<p>ヒアリング実施前に審査基準等を公開することは、厚木市情報公開条例第7条に規定する「<u>率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ</u>」等に当たることから、非公開とします。</p> <p>また、ヒアリングを公開することは、厚木市情報公開条例第7条に規定する「<u>特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u>」等に当たることから、非公開とします。</p> <p>受注候補者の公表後、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部を公開します。</p>

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「委員会」という。）の会議等を公開することによって、その審議状況を市民に明らかにし、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

（会議の公開の基準）

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第31条第3項及び厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第23条の規定により、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、条例第7条の各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

（公開の方法等）

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議のうち、公開で行う会議については、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、公開を行うものとする。
- (2) 傍聴の申込みは当日の先着順の受付とする。
- 2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

（公開の周知）

第4条 委員会の会議を公開する場合は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、厚木市ホームページ等により広く市民への周知に努めるものとする。

2 当該会議の公開の周知は、開催日前に行うものとする。ただし、第2条第1項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

（資料の配布及び閲覧）

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

（遵守事項）

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員長の許可なく会議の様相を撮影又は録音しないこと。
- (2) 委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) その他会議の秩序を乱したり、妨げたりするような行為をしないこと。

(会議録の公開)

第7条 委員長は、委員会の会議の概要を要点筆記した会議録を会議終了後おおむね2週間以内に作成し、市政情報コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、厚木市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。ただし、第2条第1項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

2 市政情報コーナーに備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置を講じなければならない。

3 会議録等の公開期間は、当該公開の日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、庁舎管理課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議等の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

書面会議の開催方法について

1 書面会議の開催に対する本市の考え方

厚木市行政総務課長発信文書「附属機関の会議を書面で行う場合の取扱いについて（通知）における「書面会議に関する基準」」 抜粋

附属機関の会議は、本来、書面による会議を想定していないことを踏まえ、やむを得ず書面会議を実施する場合は、その附属機関の設置根拠、案件の緊急性、内容を総合的に勘案し判断するものとする。

2 案件の緊急性

附属機関の意見が得られないことにより、意思決定が遅延し、市民の権利利益などの公益を確保することができない場合は、書面による会議の実施を検討する。

3 案件の内容

案件の内容が書面会議に適したもので、実施した場合に有効な会議として成立するかをあらかじめ確認すること。

※書面会議に適していると考えられるものの例

- ・ 書面により案件の内容が明確に理解できるもの
- ・ 書面により委員の賛否を求める案件であるもの
- ・ 合議体として意見の集約が必ずしも必要でないもの

※書面会議に適さないと考えられるものの例

- ・ 委員の意見を積み上げ、会として意見をまとめ上げるもの
- ・ 許認可など行政処分等を行う際に意見（審議）を求めるもの

2 特定委員会の書面会議開催方法

原則、対面による会議の開催を想定していますが、書面会議の開催も可能とするため、「厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会書面会議開催要領」を別紙のとおり定めます。

厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会書面 会議開催要領（案）

1 会議の日

書面会議の開催日は、返信期日以内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を附属機関が受領した日とする。

2 案件

書面会議に諮ることができる案件は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会の運営に関する案件に対する賛否
- (2) 参加資格及び総合管理の業務実績の確認等、厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会事務局で確認することとした案件の結果に対する賛否
- (3) 厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会が調査審議する受注候補者及び次点者の特定に関する案件に対する賛否

3 実施方法

(1) 書面会議の議案書等

書面会議の実施に当たっては、返信期日を指定し、議案書及び参考資料並びに書面表決書を委員に送付するものとする。

(2) 会議の成立要件

期日までに過半数（会議の定足数の規定による委員の数）からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

(3) 議決方法

議決は、書面表決書ごとに会議に出席したものとみなした委員の過半数（議決要件の規定による委員の数）の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、委員長の決するところによることとする。

(4) 会議結果

書面会議開催後、委員長は、各委員の表決内容及び意見を取りまとめ、その結果を全委員に送付するものとする。

また、会議録は、厚木市情報公開条例及び厚木市複合施設等総合管理業務委託に係る技術提案書特定委員会会議等の公開に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、書面会議による開催が分かる内容とし、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録の一部をホームページ及び市政情報コーナーで公表しなければならない。ただし、要綱第2条第1項の規定により非公開とする場合は、この限りでない。

4 報酬

報酬は、表決をした委員に対して、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づく額を支払うものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月25日から施行する。

この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。